

政令第二百二十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八号）の施行並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 投票（第二十四条―第四十九条）」を「第四章 投票（第二十四条―第四十八条の二）第四章の二 共通投票所（第四十八条の三・第

四十九条）」に、「第四章の二」を「第四章の三」に、「第四章の三」を「第四章の四」に、「第四十九条の十」を「第四十九条の十一」に改める。

第一条の三の見出し中「者の」を「者に係る」に改め、同条中「当該市町村の選挙人名簿に登録されてい

る者で」を削り、「有しなくなつたものが」を「有しない者が当該市町村の区域内から」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には法第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第十一条第三項（政治資金規正法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

第十条第一項中「その」を「磁気ディスク及び当該選挙人名簿に記録されている事項の」に改め、同条第二項中「事項が」の下に「投票管理者、開票管理者及び」を加え、「によつて」を「から」に改め、「委嘱された職員」の下に「及び当該市町村の委託を受けて選挙人名簿に関する事務の処理に従事する者」を加え

、「同項の」を削り、「又はき損する」を「又は毀損する」に改める。

第十一条の見出し中「満十九年」を「満十七年」に改め、同条中「当該市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち年齢満十九年」を「次に掲げる者のうち年齢満十七年」に、「満二十年」を「満十八年」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者
- 二 当該市町村の区域内から住所を移した者のうち、その者に係る登録市町村等（法第二十一条第一項に規定する登録市町村等をいう。以下この号において同じ。）の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないもの

第十五条中「住所」の下に「（法第二十一条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十六条中「第二十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「選挙人名簿に登録される資格を有する」を「法第二十一条第一項に規定する者に該当する」に改める。

第二十六条の二第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同条第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第二十六条の五中「投票の期日が定められた場合においては」を「更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(選挙人名簿の送付等)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。

二 その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合 (当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名

簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合を除く。）次に掲げるいずれかの

措置

イ 当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ 当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつては認識することができない方法で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付すること。

ハ 当該選挙人名簿に登録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合に限る。）当該投票管理者が、当

該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続し

た電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

2 市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。

二 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合を除く。） 次に掲げる

いずれかの措置

イ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体を送付すること。

ハ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行った後、第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合に限る。） 当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に

記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

第二十九条第一項中「選挙人名簿に登録されている者は、」を「法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で」に、「場合において」を「もの又は他の市町村の区域内に住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、」に改める。

第三十条中「選挙人名簿に登録されている者は、」を「法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で」に、「場合において」を「もの又は国外へ住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、」に改める。

第三十五条第一項中「選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）と対照して」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により」に、「あわせて」を「併せて」に、「文書」を「引続居住証明書類（同項に規定する引き続き当該都道府県の区域内

に住所を有することを証するに足りる文書をいう。以下同じ。）」に、「これ」を「当該選挙人」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 選挙人名簿又はその抄本と対照する方法

二 選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合 次に掲げる
いづれかの方法

イ 市町村の選挙管理委員会から送付された当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項
又は当該事項を記載した書類と対照する方法

ロ 当該投票管理者及び市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続
した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録さ
れている全部又は一部の事項と対照する方法

第三十五条第二項中「規定する選挙人名簿登録証明書」の下に「（以下この項及び第五章において「選挙
人名簿登録証明書」という。）」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「規定する南極
選挙人証」の下に「（以下第五十三条までにおいて「南極選挙人証」という。）」を加え、「においては」

を「には」に改める。

第四十三条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎをかけた」を「施錠した」に、「かぎは」を「鍵は」に改める。

第四十四条の二を次のように改める。

(磁気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿に記録されている事項の送致方法等)

第四十四条の二 投票管理者は、法第五十五条又は第五十六条の規定により選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送致する場合には、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二 当該投票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法

2 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が選

挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該在外選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

4 法第五十五条ただし書に規定する選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により行った場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第二項に規定する措置を講じたときとする。

5 法第五十五条ただし書に規定する在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、選挙人が在外選挙人名簿に登録されて

いる者であることの確認の全てを第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第三十五条第一項第二号口に掲げる方法により行つた場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第三項に規定する措置を講じたときとする。

6 前二項の場合（市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合を除く。）においては、当該投票管理者は、選挙の当日、選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類を当該市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

7 第四項又は第五項の場合（市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法によ

り送付した場合に限る。)においては、当該投票管理者は、選挙の当日、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から消去しなければならない。

第四十七条第一項中「場合においては」を「ときは」に改め、同条第二項中「の送致」を「(当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。)の送致(第四十四条の第四項に規定する場合には、投票箱及び投票録の送致)」に改める。

第四十八条の見出し中「の期日の」を「に関する」に改め、同条第一項中「により」の下に「更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ」に改め、同条第三項中「により」の下に「更に期日を定めて投票を行わせることとしたとき、及び当該」を加え、「その旨を」を「、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ」に改める。

第四十九条を第四十八条の二とする。

第四十九条の七を次のように改める。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十四条第一項	当該選挙の選挙権	選挙権
第二十五条	第三十七条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項
第二十七条	氏名 氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日
名称	名称並びにその者の投票に立ち会うべき日	

		<p>する法第六十条</p>
<p>第四十三条</p>	<p>第五十三条第一項</p> <p>投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人）が保管し</p>	<p>第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項</p> <p>投票管理者の指定した投票立会人が封印をし</p>
<p>第四十四条</p>	<p>開票管理者</p> <p>投票所</p> <p>保管しなければ</p>	<p>市町村の選挙管理委員会</p> <p>期日前投票所</p> <p>封印をしなければ</p>
<p>ならない</p>	<p>ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認め</p>	

	<p>第四十四条の二第一項</p>	<p>るときは、この限りでない</p>
<p>第四十四条の二第六項及び第七項</p>	<p>は、法第五十五条又は第五十六条 選挙の当日</p>	<p>及び市町村の選挙管理委員会は、法 第四十八条の二第五項の規定により 読み替えて適用される法第五十五条 期日前投票所において、当該期日前 投票所を設ける期間の末日に</p>

第四十九条の十の見出し中「かぎ」を「鍵」に改め、同条中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「かぎ」を「鍵」に改め、第四章の三中同条を第四十九条の十一とする。

第四十九条の九を第四十九条の十とする。

第四十九条の八の次に次の一条を加える。

(期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知)

第四十九条の九 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第三項の規定により期日前投票所を開かず

、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、同様とする。

第四章の三を第四章の四とし、第四章の二を第四章の三とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 共通投票所

（共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例）

第四十八条の三 法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第二項	選挙権	選挙権（共通投票所の投票管理者の職務を代理すべき者にあつては、選挙権）
----------	-----	-------------------------------------

第二十五条	第三十七条第二項	第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項
第二十七条	投票所	投票所又は共通投票所
第二十八条第一項	各投票区	各投票区及び共通投票所
	投票所	投票所又は共通投票所
第二十八条第一項各号	区域	区域又は共通投票所
第二十九条第二項及び第三十一条第二項	投票所	投票所又は共通投票所
第三十二条	投票所	投票所及び共通投票所
第三十四条	投票所内	投票所内又は共通投票所内
第四十条第一項	投票所	投票所又は共通投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十一条の二第五項の規定により

(共通投票所を開かず、又は閉じる場合の通知)

第四十二条	投票所外	読み替えて適用される法第四十八条 第二項
第四十三条	第五十三条第一項	第四十一条の二第五項の規定により 読み替えて適用される法第五十三条 第一項
第四十四条	投票所	投票所又は共通投票所
第四十九条の五第二項	投票所内	投票所内及び共通投票所内
第九十三条第一項	各投票所	各投票所及び共通投票所
第四百四条	投票所	投票所、共通投票所

め、「同項の」及び「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「有する者」の下に「若しくは同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「その」を「これらの」に、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に改め、同条第六項中「第十八条に規定する」を削り、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改め、同条第七項中「第五十九条の七第一項に規定する」を削り、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改める。

第五十一条第一項中「においては、前条」を「には、前条第一項、第二項又は第四項」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条第二項中「」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」を「は、前二項」とあるのは「船員は、次条第一項」と、「に、前二項」とあるのは「に、同項」に改め、「あるべき」及び「依頼があつた」を削り、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に、「」とあるのは「船員」と、「第一項」を「に」とあるのは「船員に」と、「第一項の」に、「」と、「文書をもつて」を「の」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」に改め、「文書により」及び「第十八条に規定する」を削り、「」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」を「次条第一項の規定による請求及び」に改める。

第五十三条第一項中「によつて投票用紙」を「による投票用紙」に、「には」を「において」に改め、「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「文書」を「引続居住証明書類」に、「場合にあつては、当該選挙」を「ときは、当該選挙」に、「ときに

あつては」を「ときは」に改め、「第五十九条の七第一項に規定する」を削り、同項各号中「によつて」を「による」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「の措置」を「に掲げる措置」に、「においては」を「には」に、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に、「前項の」を「同項の」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「により」の下に「交付され、又は郵便等をもつて発送された」を加える。

第五十五条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第四項第四号中「付された者」の下に「又は少年鑑別所に收容されている者」を、「の長」の下に「又は当該少年鑑別所の長」を加え、同条第八項中「においては」を「には」に改め、同条第九項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「少年院の長」の下に「、少年鑑別所の長」を加える。

第五十九条の四第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に改め、同条第四項中「による」の下に「投票用紙及び投票用封筒の」

を、「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「文書」を「引続居住証明書類」に改め、「ときは」の下に、「投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し」を加え、同項後段を削る。

第五十九条の五の四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「特定国外派遣隊員」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた特定国外派遣隊員」を加え、「においては」を「には」に、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「請求しなければならない」を「請求しなければならない」に改め、同条第六項中「又は第三項若しくは第四項の規定による文書」を、「第三項の規定による引続居住証明書類の提示又は第四項の規定による選挙人名簿登録証明書」に、「当該文書」を「当該引続居住証明書類若しくは選挙人名簿登録証明書」に、「においては」を「には」に改め、同条第七項中「によつて」を「による」に、「には」を「において」に改め、「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に、「場合にあつては」

を「場合には」に改め、同条第八項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第九項中「において
は」を「には」に改め、同条第十三項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、
同条第十五項中「において、この条」を「における第一項、第五項及び第十項」に、「においては」を「に
は」に、「と」、「当該」を「と」、「に」、「とあるのは「当該」を「とあるのは」に、「第十五項」を「
第十五項各号」に改める。

第五十九条の六第一項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「第十八条に
規定する」を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「による
」に、「においては」を「には」に、「及びそれら」を「並びにこれら」に改め、同条第五項及び第六項中
「においては」を「には」に改め、同条第七項中「氏名等」を「氏名」に、「を含む。」を「並びに参議院
名簿登載者の氏名」に、「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め
、同条第九項中「この条」を「この項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「はり付け」
を「貼り付け」に改め、同条第十一項中「が自衛隊員」の下に「（自衛隊法第二条第五項に規定する自衛隊
員をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「にあつては」を「には」に、「はり付け」を「貼り付

け」に改め、同条第十四項中「においては」を「には」に、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第十五項中「すべて」を「全て」に、「においては」を「には」に改め、同条第十六項及び第十七項中「においては」を「には」に改める。

第五十九条の七第一項中「第十八条に規定する」を削る。

第五十九条の八第一項中「第十八条に規定する」を削り、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項の表第五十九条の六第九項の項中「この条」を「この項」に、「にあつては」を「には」に改め、同表第五十九条の六第十五項の項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項の表第五十六条第四項の項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第六十二条中「（指定在外選挙投票区である指定関係投票区を除く。）」及び「。次条及び第六十五条において同じ」を削り、「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

第六十三条第一項中「投票管理者」の下に「（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区（指定在外選挙投票区である指定関係投票区を除く。）の投票管理者を除く。以下この条及び第六十五条において同じ。）」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「直ちに」を「直ちに」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

第六十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、「期日前投票所」の下に「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「とする」を削り、「第四十四条」の下に「の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）」を加え、「その投票を」を「これらの投票を」に改める。

第六十五条の十一第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「において、」を「には、」に改め、「書類」の下に「。第七十五条第一項において同じ。」を、「対照して」の下に「、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し」を加え、「、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入するとともに」を

削る。

第六十五条の十三第一項中「次項において」を「次項及び第三項において」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第二十八条第一項の項を次のように改める。

第二十八条第一項	
各投票区	指定在外選挙投票区
投票区の投票所	指定在外選挙投票区の投票所

第六十五条の十三第一項の表第二十八条第一項の項の次に次のように加える。

第二十八条第一項第一号		投票区の区域	指定在外選挙投票区
第二十八条第一項第二号		投票区の区域	指定在外選挙投票区
		選挙人名簿が法第十九条第三項	在外選挙人名簿が法第三十条の二第 四項
		が当該選挙人名簿	が当該在外選挙人名簿
第二十八条第一項第二号		選挙人名簿	在外選挙人名簿

イからハまで		第二十八条第一項第三号	
	投票区の区域	第十九条第三項	指定在外選挙投票区
	選挙人名簿		在外選挙人名簿
		第三十条の二第四項	

第六十五条の十三第一項の表第三十五条第一項の項を次のように改める。

第三十五条第一項		が在外選挙人名簿	
	が選挙人名簿		ならない。この場合においては、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類及び期日並びに投票用紙を交付した年月日を記入しなければならない
	ならない		ない

第六十五条の十三第一項の表第四十九条の七の項を削り、同表第三十五条第一項の項の次に次のように加える。

第三十五条第一項第一号	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第三十五条第一項第二号	選挙人名簿が法第十九条第三項	在外選挙人名簿が法第三十条の二第二項
第三十五条第一項第二号 イ及びロ	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第四十八条の三の表第四 十一条第四項の項	第四十一条の二第五項	第四十九条の二第三項の規定により 読み替えて適用される法第四十一条 の二第五項
第四十九条の七の表第四 十一条第四項の項	第四十八条の二第五項	第四十九条の二第四項の規定により 読み替えて適用される法第四十八条 の二第五項

第六十五条の十三第一項の表第四十九条の八の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項

」に改め、同表第五十条第一項の項中

選挙人名簿

在外選挙人名簿

「
」を

第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
選挙人名簿	在外選挙人名簿

に、「第二十

九条」を「第二十九条第一項」に改め、「有料老人ホーム」の下に「（第四項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「以下この章」を「第四項及び第五十五条」に改め、「少年院」の下に「、少年鑑別所」を、「婦人補導院」の下に「（以下この章において「不在者投票施設」という。）」を加え、「ものは」を「もの」に改め、同表第五十条第二項の項を次のように改める。

第五十条第二項		第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
選挙人名簿	直接に	在外選挙人名簿	在外選挙人証を提示して、直接に

第六十五条の十三第一項の表第五十二条の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に、「ときにあつては」を「ときは」に改め、「第五十九条の七第一項に規定する」を削り、「不在者投票」を「当該選挙の不在者投票」に改め、同表中

第五十五条第一項及び第三項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
---------------	-------	---------

を

第五十三条第三項	し、又は申立てをされた	した
第五十五条第一項	選挙人名簿	在外選挙人名簿
第五十五条第三項	第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
選挙人名簿	在外選挙人名簿	

に改め、同表第五十七条第二項の項中「提出し」を「提示して」に、「提示し」を「提示して」に改め、同表第六十二条の項を削り、同表第六十四条第二項の項中「第四十四条の規定による投票」の下に「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「場合にあつては」を「ときは」に改め、「指定在外選挙投票区の投票管理者」の下に「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者又は法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）」を加え、「第四十九条の二第二項」を「第四十条の二第四項」に、「の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」を「に規定する指定期日前投票所」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「不在者投票証明書とする」を「不在者投票証明書」に、「又は第四十八条の二第一項」を「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第四十八条の二第一項」に、「、第四十八条の二第一項又は」を「又は法第四十八条の二第一項若しくは」に改め、同項の次に次のように加える。

第四百二十二条の二第二項 ただし書	第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号	第六号
----------------------	-----------------------	-----

第六十五条の十三第一項の表第四百二十二条の二第一項第一号の項中「第四百二十二条の二第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、「する同条第一項又は第二項」を「行う同項」に改め、同表第四百二十二条の二第一項第三号の項及び第四百二十二条の二第一項第六号の項を次のように改める。

第四百二十二条の二第一項 第六号	不在者投票証明書の提出 及び当該	不在者投票証明書の提出 在外選挙人証の提示
第四百二十二条の二第一項 第九号	不在者投票証明書の提出（当該提出	在外選挙人証の提示（当該提示

第六十五条の十三第三項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に改め、「とき」の下に「、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとする

するものの国内における投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合及び法第四十八条の二第一項の規定による投票を行わせる場合に限る。）に関し必要な手続については、前項（同項の表第二十八条第一項の項から第二十八条第一項第三号の項までに係る部分に限る。）の規定は適用しないものとし、第四十八条の三及び第四十九条の七の規定の適用については、前項（同項の表第四十一条第四項の項及び第四十九条の七の表第四十一条第四項の項に限る。）の規定によるほか、第四十八条の三の表中

第二十八条第一項		各投票区	各投票区及び共通投票所
第二十八条第一項各号	区域	投票所	投票所又は共通投票所
	区域又は共通投票所		

とあるのは

第二十八条第一項	各投票区	指定在外選挙投票区及び指定共通投票所（法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される第四
----------	------	--

	第二十八条第一項第一号	第二十八条第一項第二号
	投票区の投票所	投票区の区域
<p>十一條の二第二項に規定する指定共通投票所をいう。以下この項において同じ。）</p>	指定在外選挙投票区の投票所又は指定共通投票所	指定在外選挙投票区又は指定共通投票所
<p>在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項</p>	<p>が当該選挙人名簿</p>	<p>投票区の区域</p> <p>選挙人名簿が法第十九条第三項</p>
<p>が当該在外選挙人名簿</p>	<p>が当該選挙人名簿</p>	

第二十八条第一項	各投票区	指定期日前投票所（法第四十九条の	
とあるのは	第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
	第二十八条第一項	各投票区 投票区の投票所	期日前投票所 期日前投票所を設ける期間の初日に おいて当該期日前投票所
と、第四十九条の七の表中	第二十八条第一項第二号	選挙人名簿 投票区の区域	在外選挙人名簿 指定在外選挙投票区又は指定共通投票所
	第二十八条第一項第三号	第十九条第三項 選挙人名簿	第三十条の二第四項 在外選挙人名簿

第二十八条第二項第二		号	第二十八条第二項第二	号	第二十八条第二項第一	
選挙人名簿	が当該選挙人名簿	選挙人名簿が法第十九条第三項	投票区の区域	選挙人名簿	投票区の区域	投票区の投票所
在外選挙人名簿	が当該在外選挙人名簿	四項 在外選挙人名簿が法第三十条の二第	指定期日前投票所	在外選挙人名簿	指定期日前投票所	二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。 以下この項において同じ。） 指定期日前投票所を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所

号イからハまで			
第二十八条第一項第三号	投票区の区域	指定期日前投票所	
	選挙人名簿	在外選挙人名簿	
	第十九条第三項	第三十条の二第四項	

とする。

第六十五条の十七第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 選挙人は、第六十五条の十一第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において

、法第四十九条の二第一項第二号の規定による投票をしなかつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。第一号において同じ。）又は法第四十八条の二第一項、第四十九条第一項若しくは第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をすることができるとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならぬ

い。

- 一 法第四十四条の規定による投票をしようとするとき 当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者又は法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）
 - 二 法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとするとき 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所の投票管理者
 - 三 法第四十九条第一項の規定による投票をしようとするとき 当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長
 - 四 法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしようとするとき 在外公館の長
- 第六十五条の二十一中「第六十二条、」を「第六十二条第二項、」に、「第六十二条中「」を「第六十二条第二項中「第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される」に改め、「の規定」及び「、」投票及び不在者投票証明書」とあるのは「投票」と」を削る。

第七十五条を次のように改める。

(選挙人名簿及び在外選挙人名簿の返付)

第七十五条 開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による報告をした後、直ちに選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

2 開票管理者は、選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合又は在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合において、前項の規定により当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を返付するときは、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二 当該開票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送付する方法

第七十八条の見出しを「(繰延開票に関する通知)」に改め、同条第一項中「第五十七条第一項本文」を

「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を、「同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改め、同条第三項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて開票を行わせることとしたとき、及び当該」を加え、「その旨を」を、「同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改める。

第八十七条の見出し中「の通知等」を「に関する通知」に改め、同条第一項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした場合及び当該」を加え、「その旨を」を、「同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした旨及び当該選挙会又は選挙分会の期日を、それぞれ」に改め、同条第二項中「第五十七条第一項本文」を「第五十七条第一項前段」に改め、「により」の下に「更に期日を定めて選挙会を行わせることとしたとき、及び当該」を加え、「その旨を」を、「同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会を行わせることとした旨及び当該選挙会の期日を、それぞれ」に改める。

第九十三条第一項中「投票所」を「各投票所」に改め、「時刻」の下に「のうち最も早い時刻」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百条第一項中「によつて」を「により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該」に、「場合においては」を「場合には」に、「その旨を」を「、同条の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ」に改め、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項ただし書中「がする」を「が行う」に改める。

第百一条の見出し中「の期日」を削り、同条第一項中「天災事変」を「天災」に、「に因つて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該」に、「場合においては」を「場合には」に、「その旨を」を「、同条の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ」に改め、同条第三項中「場合においては」を「場合には」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「がする」を「が行う」に改める。

第百三十九条中「法第十一条第三項」を「第十一条第三項」に、「法第十九条第二項」を「第十九条第二項」に、「法第二十一条第四項、法第二十二条、法第二十三条第一項並びに法」を「第二十一条第五項、第

二十二条、第二十三条第一項並びに」に改める。

第四百十一条の二第一項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第四十条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」を「第四十一条の二第二項から第四項まで」に改め、「第四十八条の二第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「第四十八条の二第二項の」を「並びに第四十九条の二第三項、法第四十八条の二第五項の」に、「第六十一条」を「並びに法第六十一条」に、「並びに第二百七十条の二」を「及び第二百七十条の二」に、「市の長」を「市長」に改める。

第四百十二条の二の見出し中「する」を「行う」に改め、同条第一項ただし書中「第二号から第四号まで及び第七号」を「第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「にする」を「に行う」に改め、同項第一号中「、第二項若しくは第四項又は第五十九条の五の四第五項」を削り、同項第七号中「又は第五十九条の八第二項」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「する同項」を「同項」に、「行われる」を「行う」に、「同条第四項」を「第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項」に改め、同号

を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 第五十九条の五の四第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第四百二十二条の二第一項第五号中「行われる」を「行う」に、「同条第四項」を「第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「する」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「又は同条第二項において準用する第五十条第四項」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第五十一条第二項において準用する第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第四百二十二条の二第一項第一号の次に次の二号を加える。

二 第五十条第二項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

三 第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

第四百二十二条の二第一項に次の一号を加える。

十二 第五十九条の八第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

第四百四十二条の二第二項中「前項第二号から第四号まで及び第七号」を「第一項第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号」に、「にする」を「に行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第二百七十条の二第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、前項各号に掲げる行為について、それぞれ午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。

一 前項第二号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為

二 前項第四号に掲げる行為及び同項第七号に掲げる行為

第四百四十二条の三中「により」の下に「午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定めた場合又は」を加え、「午後八時まで」を「午後十時まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び次条第四項の規定は、平成二十八年六月一日から施行する。

(適用区分等)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）の規定（新令第一条の三、第十一条、第十五条及び第十六条の規定を除く。）、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十九条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第六条の二、第七条の二第二項、第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条（第三項を除く。）及び第四条第二項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条及び第二十二条の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域

における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項及び第四項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。その期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

2 新令第十五条の規定は、公職選挙法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。）が施行日の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものにおける同条第二項の規定による選挙人名簿の登録（以下この項及び次項において「次回の国政選挙における登録」という。）に係る基準日以後であるものに係る縦覧に供する書面の写しの閲覧について適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙における登録に係る基準日前であるものに係る縦覧に供する書面の

写しの閲覧については、なお従前の例による。

3 新令第十六条の規定は、次回の国政選挙における登録以後に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除について適用し、次回の国政選挙における登録前に行う選挙人名簿に登録されている者の表示の消除については、なお従前の例による。

4 新令第十一条の規定による調査及び整理の基準となる毎年三月、六月、九月及び十二月の一日が前条ただし書に規定する規定の施行の日から公示日の前々日までの間にある場合における新令第十一条の規定の適用については、同条中「を調査し、」とあるのは、「年齢満十八年のもの及び年齢満十九年のもの（第一号に掲げる者でその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを除く。）にあつては公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百二十七号）附則第二条第二項に規定する次回の国政選挙における登録（以下この条において「次回の国政選挙における登録」という。）及び法第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（被登録資格の決定の基準となる日をいう。以下この条において同じ。）が次回の国政選挙における登録に係る基準日以後であるものを行う場合のため、第一号に掲げる者のうち年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末

日までに年齢満二十年になるものにあつては」と、「ための」とあるのは「ため、これらの者について調査し、」とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条、」を「第四十八条の二、第四章の二(第四十八条の三(同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。))を除く。)、」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。)」の下に、「第六十二条第二項」を加える。

第百九条中「においては」を「には」に改め、「第三十七条第三項及び第四項」の下に「、第四十一条の二第一項(選挙区に関する部分に限る。))及び第五項(同法第四十六条第二項及び第三項、第百六十五条の二、第百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。))」を加え、「第四十条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第百十四条及び第百七十七条中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）」、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条、」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）」、」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。」の下に「第六十二条第二項」を加える。

第百八十四条中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）」、第四十五条、第四十六条」に改め、「第四十八条第一項及び第二項」の下に「第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）」を加え、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。」の下に「第六十二条第二項」を加える。

第百八十七条中「においては」を「には」に改め、「第三十八条第三項」の下に「第四十一条の第二項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第百六十五条の二、第百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）」を加え、「第四十八条の

「第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第二百十三条の五第一項中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）」、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条、」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、「」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に、「第六十二条第二項」を加え、同項の表第五十三条第一項の項を次のように改める。

第五十三条第二項	
当該都道府県	により当該 府県の議会の議員及び長の 当該広域連合（都道府県の加入する ものに限る。）

第二百十三条の五第一項の表第五十九条の四第四項の項を次のように改める。

第五十九条の四第四項	により当該 府県の議会の議員及び長の
------------	-----------------------

	<p>当該都道府県</p>	<p>当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）</p>
--	---------------	--------------------------------

第二百十三条の五第一項の表第五十九条の五の四第七項の項を次のように改める。

<p>第五十九条の五の四第七項</p>	<p>により当該 当該都道府県</p>	<p>により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の 当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）</p>
---------------------	-------------------------	---

第二百十三条の七中「においては」を「には」に改め、「第三十七条第三項及び第四項」の下に「、第四十一条の二第二項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第六百六十五条の二、第七百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に改める。

第二百十四条の四中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）」、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条、」を「第四十八条の二、第四章の二（

第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、「」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。」の下の「、第六十二条第二項」を加え、同条の表第五十三条第一項の項を次のように改める。

第五十三条第一項	
により当該 当該都道府県	により当該 府県の議会の議員及び長の 当該広域連合（都道府県の加入する ものに限る。）

第二百十四条の四の表第五十九条の四第四項の項を次のように改める。

第五十九条の四第四項	
により当該 当該都道府県	により当該広域連合を組織する都道 府県の議会の議員及び長の 当該広域連合（都道府県の加入する ものに限る。）

第二百十四条の四の表第五十九条の五の四第七項の項を次のように改める。

第五十九条の五の四第

七項

により当該

当該都道府県

により当該広域連合を組織する都道

府県の議会の議員及び長の

ものに限る。）

	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十五条の四中「第四十六条まで」を「第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条」に、「第四十九条、」を「第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第四百四条に関する部分に限る。）を除く。）、」に、「第四章の三」を「第四章の四」に改め、「不在者投票に関する部分に限る。）」の下に「、第六十二条第二項」を加え、同条の表第五十三条第一項の項を次のように改める。

第五十三条第一項

により当該

当該都道府県

により当該広域連合を組織する都道

府県の議会の議員及び長の

ものに限る。）

	当該都道府県	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）

第二百十五條の四の表第五十九條の四第四項の項を次のように改める。

第五十九條の四第四項		により当該	
当該都道府県		当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	府県の議会の議員及び長の

第二百十五條の四の表第五十九條の五の四第七項の項を次のように改める。

第五十九條の五の四第七項		により当該	
当該都道府県		当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	府県の議会の議員及び長の

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第四條 最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を次のように改正する。

第十九條中「のとおりに」を「に掲げる費用」に改め、同條第二号中「若しくは」を「及び」に、「又は

」を「並びに」に改め、同条第三号中「又は」を「、共通投票所及び」に改め、同条第四号中「裁判官国民審査法」を「審査の当日裁判官国民審査法」に、「審査の当日自ら投票所に行き投票をすることができない」を「その例によることとされる公職選挙法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる」に改め、同条第五号中「の規定による」を「に規定する」に改める。

(漁業法施行令の一部改正)

第五条 漁業法施行令の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第二十七条第一項」の下に「又は第二項」を、「第八十九条第七項」と「の下に」、「法第二十一条第一項に規定する者に該当する」とあるのは「選挙人名簿に登録される資格を有する」と「を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(共通投票所の開閉時刻)

第六条の二 海区漁業調整委員会委員選挙の共通投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、共通投票所の開閉時刻につき前項と異なる

定めをすることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその共通投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

第七条の二第二項中「二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き」を「必要があると認めるときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においても、期日前投票所（二以上の期日前投票所を設ける場合には、いずれか一以上の期日前投票所）を開いておく時間は、四時間を下つてはならない。

第七条の二第三項中「投票所」を「期日前投票所」に改める。

第九条中「第四章の三」を「第四章の二（共通投票所）」、「第四章の四」に、「並びに第六十一条第四項」を「第六十一条第四項並びに第六十二条第二項」に改め、「第七十条の二第二項」の下に「第七十条第二項」を加え、「にする」を「に行う」に改め、同条の表第二十六条の五、第五十一条第一項、第五十九条の三第六項、第五十九条の三の三第四項、第三百三十一条第三項及び第四百四十五条の項を次のよう

に改める。

<p>第二十六条の五 第五十条第一項 第五十一条第一項 第五十九条の三第六項 第五十九条の三の三第 四項 第三百三十一条第三項（ 第三百三十一条の二にお いて準用する場合を 含む。） 第四百四十五条</p>	<p>総務省令</p>	<p>農林水産省令</p>
---	-------------	---------------

第九条の表第二十七條の項中「第二十七條」の下に「（第四十八條の三及び第四十九條の七の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。」を加え、同表中

<p>第二十八条第一項</p>	<p>抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七</p>
<p>抄本</p>	

	<p>を</p>	<p>第四十九条の七</p>	<p>第三十五条第一項</p>	<p>条第二項及び第七十五条において同じ。）</p>	<p>抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）</p>
<p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ</p>	<p>その投票区の区域に係る選挙人名簿</p>	<p>名称</p>	<p>氏名</p>		

第二十八条第一項	、当該各号に定める措置を講じなければ	又はその抄本を送付しなければ
第二十八条第二項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
第三十五条第一項	、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により	選挙人名簿又はその抄本と対照して
第四十八条の三の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その投票区の区域又は共通投票所に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
第四十九条の七の規定により読み替えて適用する第二十八条第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その期日前投票所に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ

に改め、同表第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項の項中「においては」を「には」に改め、同表第三百三十一条第一項の項中「第三百三十一条第一項」の下に「（第三百三十一条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十三条中「第四章の三」を「第四章の二（共通投票所）、第四章の四」に、「並びに第六十一条第四項」を「第六十一条第四項並びに第六十二条第二項」に改め、「第七十条の二第二項」の下に「、第七十五条第二項」を加え、「にする」を「に行う」に改め、同条の表第二十六条の五、第五十一条第一項、第五十九条の三第六項、第五十九条の三の三第四項、第三百三十一条の二において準用する第三百三十一条第三項及び第四百四十五条の項を次のように改める。

第二十六条の五	
第五十条第一項	
第五十一条第一項	
第五十九条の三第六項	
第五十九条の三の三第	
総務省令	
	農林水産省令

四項

第三百三十一条の二にお

いて準用する第三百三十

一条第三項

第四百四十五条

第二十三条の表第二十七条の項中「第二十七条」の下に「(第四十八条の三及び第四十九条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同表中

抄本(当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方

<p>第三十五条第一項</p>	<p>第二十八条第一項</p>
<p>若しくは一部の事項又は当該事項を 該選挙人名簿に記録されている全部 もつて調製されている場合には、当 第三項の規定により磁気ディスクを 抄本（当該選挙人名簿が法第十九条</p>	<p>式その他人の知覚によつては認識す ることができない方式で作られる記 録であつて電子計算機による情報処 理の用に供されるものに係る記録媒 体をいう。以下同じ。）又は当該事 項を記載した書類。次項、第四十七 条第二項及び第七十五条において同 じ。）</p>

抄本

を

	記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）
--	--

一

第二十八条第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
第二十八条第二項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければ	その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければ
第三十五条第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により	選挙人名簿又はその抄本と対照して

に、

第四十九条の七	名称	氏名
---------	----	----

を

第四十八条の三の規定 により読み替えて適用 する第二十八条第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ 、当該各号に定める措置を講じな ければ	その投票区の区域又は共通投票所に 係る選挙人名簿又はその抄本を送付 しなければ
第四十九条の七の規定 により読み替えて適用 する第二十八条第一項	次の各号に掲げる場合の区分に応じ 、当該各号に定める措置を講じな ければ	その期日前投票所に係る選挙人名簿 又はその抄本を送付しなければ

に改める。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部改正)

第六条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「者の」を「者に係る」に改め、同条中「同条」を「同条第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「まで」の下に「と、同条第二項中「第二百五十二条」とあるのは「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」を加える。

第二条第一項中「においては、これらの規定」を「には、同令第二十六条の三」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「適用される法第五十六条」の下に「と、同令第二十六条の四中「法第五十六条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十六条」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に、「交付し」を「交付しなければ」に、「行わせ」を「行わせなければ」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、「ならない」を削り、「第五十三条」を「第五十三条第一項」に改め、同条第五項中「によって」を「により」に、「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「においては」を「には」に、「かぎをかけなければ」を「施錠しなければ」に改め、同条第六項中「第四十八条の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、「によって」を「

により」に、「においては」を「には」に、「かぎをかけなければ」を「施錠しなければ」に改め、同条第七項中「第四十六条、第四十七条、第四十九条の七（同令第三十二条及び第四十四条）」を「第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条の三（同条の表第三十二条の項及び第四十四条の項に係る部分を除く。）、第四十九条の七（同条の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項（同令第三十二条に係る部分に限る。）及び第四十四条の項）」に、「及び第四十九条の十」を「及び第四十九条の十一」に、「においては」を「には」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十九条の七の項を削り、同表第四十七条第二項の項の次に次のように加える。

<p>第四十八条の三の表第三十四条の項</p>	<p>第三十四条</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条第四項の規定により読み替えて適用される第三十四条</p>
-------------------------	--------------	--

<p>第四十八条の三の表第 四十三条の項上欄</p>	<p>第四十八条の三の表第 四十三条の項中欄</p>	<p>第四十八条の三の表第 四十三条の項下欄</p>
<p>第四十三条</p>	<p>第五十三条第一項</p>	<p>第四十一条の二第五項 第五十三条第一項</p>
<p>地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙に係る電磁的記録式投票機を用 いて行う投票方法等の特例に関する 法律施行令第二条第四項の規定によ り読み替えて適用される第四十三条</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙に係る電磁的記録式投票機を用 いて行う投票方法等の特例に関する 法律第八条の規定により読み替えて 適用される法第五十三条第一項</p>	<p>法第四十一条の二第五項 第五十三条第一項（地方公共団体の 議会の議員及び長の選挙に係る電磁</p>

<p>第四十九條の七の表第四十三條の項上欄</p>	<p>第四十九條の七の表第三十一條第二項、第三十二條、第三十四條及び第四十條第一項の項</p>	
<p>第四十三條</p>	<p>第三十四條及び第四十條第一項</p>	
<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する</p>	<p>第四十條第一項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二條第四項の規定により読み替えて適用される第三十四條</p>	<p>的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八條の規定により読み替えて適用される場合に限る。）</p>

	<p>第四十九条の七の表第 四十三条の項中欄</p>	<p>第四十九条の七の表第 四十三条の項下欄</p>
	<p>第五十三条第一項</p>	<p>第四十八条の二第五項</p>
<p>法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される第四十三条</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項</p>	<p>法第四十八条の二第五項（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）</p>

第五十三條第一項

第五十三條第一項（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）

第二条第七項の表第四十九条の十の項中「第四十九条の十」を「第四十九条の十一」に、「第四十八条

同条

第四十九条の七

読替後の法律第

第四十九条の七

会の議員及び長の記録式投票機を等の特例に関する第七項の規定に

の二第二項」を「第四十八条の二第五項」に、

五十五条

(地方公共団体の議
の選挙に係る電磁的
用いて行う投票方法
る法律施行令第二条
より読み替えて適用
る。)

される場合に限

を「
同条

読替後の法第五十五条

「に、「(同令)」を「(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令)」に、「かぎ」を「鍵」に改め、「第二条第五項」の下に「に規定する容器」を加え、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改め、「同条第五項」及び「及び同条第六項」の下に「に規定する容器」を加え、同条第八項を次のように改める。

8 法第三条及び第七条の規定による投票について、公職選挙法施行令第四十八条の三(同条の表第三十

二条の項及び第四十四条の項に係る部分に限る。）及び第四十九条の七（同条の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項（同令第三十二条に係る部分に限る。）及び第四十四条の項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四十八条の三の表第三十二条の項</p>	<p>第三十二条</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十二条</p>
<p>第四十八条の三の表第四十四条の項</p>	<p>第四十四条</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する</p>

	<p>第四十九条の七の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項</p>		<p>第三十二条</p>	<p>法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第四十四条</p>
<p>第四十九条の七の表第四十四条の項</p>	<p>第四十四条</p>	<p>地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第四十四条</p>	<p>投票箱</p>	<p>投票の電磁的記録媒体及び投票を複</p>

第四条第二項中「にあつては」を「には」に改め、「投票所」の下に「（共通投票所を含む。第七条第一項及び第二項において同じ。）」を加え、同条第三項中「第七十条、第七十三条から第七十五条まで」を「第七十条第二項、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項」に、「においては」を「には」に、「同令第七十五条」を「同令第七十五条第一項」に改め、「封筒に」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第七条 市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十九条中「においては」を「には」に改め、「選挙に関する部分に限る。」の下に「、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。））、第三百三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第四十条の二第五項」に改める。

第二十二條中「第四十九條の三、第四章の三」を「第四章の二（第四十八條の三（同條の表第四十九條の五第二項の項、第九十三條第一項の項及び第百四條の項に係る部分に限る。）を除く。）」、第四十九條の三、第四章の四」に、「第六十二條」を「第六十二條第一項」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第八條 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第五條中「においては」を「には」に改め、「選挙に関する部分に限る。」の下に「、第四十一條の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次條第一項ただし書、第四十四條第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項から第三項まで、第四十六條の二第一項及び第四十八條第二項の項（同法第四十六條第二項及び第三項に係る部分に限る。））、第百三十二條及び第百六十五條の二の項及び第二百一十一條の十二第二項の項に係る部分に限る。」を加え、「第四十八條の二第二項」を「第四十八條の二第五項」に改める。

第八條中「第四十九條の三、第四章の三」を「第四章の二（第四十八條の三（同條の表第四十九條の五第二項の項、第九十三條第一項の項及び第百四條の項に係る部分に限る。）を除く。）」、第四十九條の三

、第四章の四」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

理由

公職選挙法等の一部を改正する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、選挙権を有しない者に係る通知、年齢満十七年の者の調査等、電子情報処理組織を使用した選挙人名簿又は在外選挙人名簿に記録されている事項との対照、共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例等に係る規定の整備等を行う必要があるからである。